

東京警察病院看護専門学校学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本校の名称は、東京警察病院看護専門学校という。

(所在地)

第2条 本校は、一般財団法人自警会がこれを設置し、東京都中野区江古田三丁目14番18号に置く。

(目的)

第3条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護師として必要な知識・技能を教授し、東京警察病院及び社会に貢献し得る医療職者を育成することを目的とする。

(課程及び学科)

第4条 本校の課程及び学科は、看護特定専門課程看護学科（3年課程）とする。

(修業及び在学期間)

第5条 学生の定員、修業年限及び在学期間は、次のとおりとする。

学生定員		修業年限	在学期間
入学定員	総定員		
40人	120人	3年	5年

第2章 学年、学期及び休校日

(学年)

第6条 学年は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

- (1) 前期は、4月1日から9月30日まで
- (2) 後期は、10月1日から翌年3月31日まで

(休校日)

第8条 休校日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 季節休暇として1年を通じ、9週間の範囲において学校の長（以下「学校長」という。）が定める日

2 前項の規定にかかわらず、学校長が必要と認めたときは、休校日を変更し、又は臨時休校日を設けることができる。

第 3 章 教育課程等

(教育課程、単位及び時間数)

第 9 条 科目及び単位数(授業時間数)は、別表のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めるときは、科目及び授業時間を変更することができる。

2 別表に定める各科目の単位数は、当該授業による教育内容に必要な学修効果を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲の授業をもって 1 単位とする。

(2) 臨地実習については、45 時間をもって 1 単位とする。

(授業)

第 10 条 始業時間は午前 9 時 00 分、終業時間は午後 4 時 10 分とする。ただし、臨地実習その他の理由により学校長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 授業時間は、45 分を 1 時間とし、2 時間で 1 限の授業時間とする。

第 4 章 入学及び卒業

(入学資格)

第 11 条 本校の入学資格は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条の規定により、大学に入学することができる者とする。

(入学時期)

第 12 条 入学時期は、4 月とする。

(入学志願者の提出書類)

第 13 条 入学志願者は、入学検定料を納付のうえ、次の書類を学校長に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 高等学校若しくは中等教育学校の調査書(学校所定の様式)

(4) その他、学校長の指定する書類

(入学試験)

第 14 条 入学志願者については、学科試験、面接試験等により選考のうえ、学校長が入学を許可する。

(入学手続き)

第 15 条 入学を許可された者は、指定期日までに入学金と授業料、実習研修費、施設維持費、諸経費(以下「授業料等」という。)を納入し、保証人と連署のうえ学校長に誓約書を提出しなければならない。

(保証人)

第 16 条 前条の保証人は、父母又は配偶者、ただし、父母及び配偶者に特別の事情があるときは、成年に達した親族その他の者のうち、独立して生計を営む者とする。

2 保証人は、在学中の学生に係る一切の責任を負うものとする。

3 保証人に変更が生じた場合には、新たな保証人を定め、14日以内に学校長に届け出なければならない。

(修了認定)

第17条 学校長は、別表に定める科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し、所定の単位を与える。

2 講義及び演習の授業時間数の3分の1以上を欠席した場合は、当該科目について前項に規定する試験を受けることができない。ただし、学校長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合は、この限りでない。

3 臨地実習は、出席時間、実習内容等を総合的に評価して認定する。実習時間の3分の1以上を欠席した者は、当該科目の修了を認定しないものとする。ただし、学校長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合は、この限りでない。

(既修得単位の認定)

第18条 学校長は、入学する学生が本校入学前に、大学や他の学校養成所において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、これを本校において既修得単位として認めることができる。

(卒業)

第19条 学校長は、次の各号に該当する者に対して卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

- (1) 出席すべき日数の3分の2以上を出席した者
- (2) 別表に定める全科目の単位を修得した者

(専門士の称号)

第20条 本校の看護学科の修了者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士と称することができる。

(資格の取得)

第21条 卒業の認定を受けた者に対して、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第5章 休学、復学、退学、除籍

(休学)

第22条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き1か月以上欠席しようとするときは、医師の診断書又はその理由を証明する書類を添えて保証人と連署のうえ、学校長に休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。休学期間が引き続き1年を超える場合は、新たに手続きをしなければならない。

3 休学期間は、在学期間に算入する。

(復学)

第23条 休学期間が満了になった学生は、学校長の許可を得て復学するものとする。

2 休学となった学生が休学期間中に休学理由が消滅した場合には、直ちに学校長に申し出なければならない。

- 3 病気で休学していた学生が復学する場合は、出席が可能である旨の診断書を添えて保証人と連署のうえ、学校長に復学願を提出し、許可を得て復学することができる。

(退学)

第24条 学生が、退学を希望するときは、その理由を記して保証人連署のうえ、学校長に願い出て、許可を得なければならない。

- 2 学校長は、次の各号の一に該当する者に対して退学を命ずることができる。
 - (1) 正当の理由がなく欠席が長期にわたる者
 - (2) 法令等に違反する行為をした者
 - (3) 学校の秩序を乱す等、本校の学生としてふさわしくないと認められる者

(除籍)

第25条 学校長は、次の各号の一に該当する者に対して除籍する。

- (1) 第5条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第22条第2項に休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料を納期までに納入せず、かつ、督促しても納入しない者
- (4) 死亡または行方不明の届があった者

第6章 賞 罰

(表彰)

第26条 学校長は、次の各号の一に該当する者に対して表彰することができる。

- (1) 学業、人物ともに優秀で他の模範となった者
- (2) 学校生活において他の模範となった者
- (3) 特に善行のあった者

2 表彰に関することは、学校長が別に定める。

(懲戒)

第27条 学校長は、次の号の一に該当する学生に対し、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 学校の秩序を乱す等、本校の学生としてふさわしくないと認められる者
- (2) 法令等に違反する行為をした者

2 懲戒処分は、訓戒、停学及び退学とする。

第7章 納 入 金

(納入金)

第28条 本校の入学検定料、入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 20,000円
- (2) 入学金 200,000円
- (3) 授業料 480,000円(年額)
- (4) 実習研修費 80,000円(年額)

(5) 施設維持費 50,000円(年額)

(6) 諸経費 33,400円(年額)

2 入学を許可された者は、入学の手続きと同時に入学金、授業料等を納めなければならない。ただし、指定の期日までに入学辞退を文書にて申し出た者に限り、入学金を除いた納入金を返還する。

3 その他必要な費用については、学校長が別に定める。

(納入方法等)

第29条 入学検定料、入学金は、所定の方法により、指定期日までに納入しなければならない。

2 授業料等は、それぞれの年額の2分の1に該当する額を前期分及び後期分として、指定期日までに納入しなければならない。ただし、施設維持費については、前期分で一括して納入しなければならない。

3 既納の入学検定料、入学金、授業料等は、返還しない。ただし、災害、疾病等学校長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

4 休学期間中の授業料等は、免除する。ただし、施設維持費については、除くものとする。

5 前期又は後期の途中において休学し、又は復学する場合は、休学又は復学の日の属する期分の授業料、実習研修費、諸経費を納入しなければならない。

6 第24条の規定に基づき、前期又は後期の途中で退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合における当該学期の授業料等は徴収する。

7 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(弁償)

第30条 学生は、故意又は過失により学校の施設、設備、備品を滅失又は毀損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(証明書手数料)

第31条 在学証明書、卒業証明書等の学校発行の証明書を必要とする場合は、別に定める証明書作成願に当該証明書に係る所定の代金を添えて申請するものとする。

(奨学金)

第32条 奨学金に関することは、学校長が別に定める。

第8章 健康管理

(健康管理)

第33条 健康診断は、年1回定期に行う。ただし、学校長が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

2 学生の健康管理に関することは、学校長が別に定める。

第9章 組織及び会議

(教職員)

第34条 本校の教職員は、次により組織する。

(1) 学校長	1人
(2) 副校長（事務長たる者及び看護職員たる者）	2人
(3) 庶務課長	1人
(4) 庶務課長補佐	1人
(5) 庶務係長	1人
(6) 庶務係員	1人以上
(7) 教務課長（教務主任）	1人
(8) 教務係長	1人以上
(9) 実習調整者	1人
(10) 専任教員	8人以上
(11) 教務事務	1人以上
(12) 健康管理医	1人以上
(13) 講師等	30人以上

（会議）

第35条 本校の円滑化な運営を図るため、学校長の諮問機関として次の会議を設ける。会議の組織、招集、諮問事項については、学校長が別に定める。

- (1) 学校関係者評価委員会
- (2) 合同会議
- (3) 教務会議
- (4) 講師会議
- (5) 実習指導者会議
- (6) 卒業認定会議
- (7) 単位認定会議
- (8) 入学試験委員会

第10章 その他

（被服）

第36条 実習中の被服（ユニフォーム）については、学校長が別に定める。

（住所等の変更）

第37条 本籍・氏名の変更については、30日以内に、住所の変更については、14日以内に、学校長が別に定める様式により、学校長に届け出なければならない。

（細部事項）

第38条 この学則に定めるもののほか、本校の運営に関する必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この学則は、昭和35年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和 48 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、執行に関し必要な事項は、学校長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 昭和 56 年以前に入学した学生に対する学則の適用については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 第 8 条の規定については、平成 2 年度入学生よりこれを適用する。

附 則

(施行期日)

この学則（学生定員、入学金）は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

入学検定料	15,000円
入学金	150,000円
授業料	240,000円
実習研修費	60,000円

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

2 別表教育課程については、令和 4 年度入学生よりこれを適用する。

3 第 2 4 条の規定については、令和 5 年度入学生よりこれを適用する。

(施行期日)

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 0 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。